

地方税法施行令の一部を改正する政令 参照条文

目次

| | |
|----------------------|---|
| ○保険業法（平成七年法律第百五号）（抄） | 1 |
| ○公益信託に関する法律案（抄） | 2 |
| ○信託法（平成十八年法律第百八号）（抄） | 3 |

○保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（定義）

第二条 略

2～9 略

10 この法律において「外国相互会社」とは、外国の法令に準拠して設立された相互会社と同種の外国の法人又はこれに類似する外国の法人をいう。

11～42 略

○公益信託に関する法律案（抄）

第三十三条 略

2 略

3 前章及びこの章に定めるもののほか、公益信託に関する信託法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|--------|--|
| 第五十六条第一項 | 事由によって | 事由によって、又は受託者が公益信託に関する法律第九条第一号若しくは第二号のいずれかに該当するに至ったこと若しくは同法第七条第二項第二号及び第五号に掲げる事項の変更（次項又は第三項の規定による受託者の任務の引継ぎに係るものに限る。）に係る同法第十二条第一項の認可を拒否する処分がされたこと（以下「特定終了事由」という。）により |
| 略 | 略 | 略 |

○信託法（平成十八年法律第百八号）（抄）

（受託者の任務の終了事由）

第五十六条 受託者の任務は、信託の清算が終了した場合のほか、次に掲げる事由によって終了する。ただし、第一号又は第三号に掲げる事由による場合にあつては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

- 一 受託者である個人の死亡
- 二 受託者である個人が後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと。
- 三 受託者（破産手続開始の決定により解散するものを除く。）が破産手続開始の決定を受けたこと。
- 四 受託者である法人が合併以外の理由により解散したこと。
- 五 次条の規定による受託者の辞任
- 六 第五十八条の規定による受託者の解任
- 七 信託行為において定めた事由

257 略